

第6号様式（第12条関係）

亀岡市指令資第61号

許 可 証

住 所 亀岡市篠町王子市原61番地13
商号又は名称 有限会社キンキ
代表者氏名 代表取締役 岡村 光一

令和5年6月7日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和5年7月1日

亀岡市長 桂川 孝裕



事業所の所在地 及び名称	亀岡市篠町王子市原61番地13 有限会社キンキ
取扱廃棄物の種別	ごみ
業務の種別	収集、運搬
営業の区域	亀岡市
許可期間	令和5年7月1日から令和7年6月30日まで
許可条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及び亀岡市循環型社会推進条例（以下「条例」という。）その他関連法令を厳守すること。 2 廃棄物の収集運搬にあたっては清潔を旨とし、衛生的に処理するとともに、亀岡市域外の一般廃棄物又は産業廃棄物を混入させないこと。 3 その他市長の指示（法に基づく、報告徴収及び立入検査を含む）に従うこと。 上記に違反した場合、法に規定する施設及び能力が許可基準に適合しなくなった場合、欠格要件に該当した場合、又は、不正の手段によりこの許可を受けた場合は、事業の全部又は一部の停止、あるいは、許可を取り消すことがある。

亀岡市指令資第75号

一般廃棄物処理手数料後納許可通知書

住 所 亀岡市篠町王子市原61番地13
商号又は名称 有限会社キンキ
代表者氏名 代表取締役 岡村 光一

令和5年6月7日付けで申請のあった一般廃棄物処理手数料の後納許可について、亀岡市循環型社会推進条例施行規則第9条第2項の規定により、下記の条件を付けて許可します。

令和5年7月1日

亀岡市長 桂川 孝裕



事業所の所在地	亀岡市篠町王子市原61番地13
事業所の名称	有限会社キンキ
代表者氏名	代表取締役 岡村 光一
後納を許可する一般廃棄物処理手数料	一般廃棄物（ごみ）を桜塚クリーンセンター又はエコトピア亀岡に搬入した際に徴収する一般廃棄物処理手数料（粗大ごみを除く）
許可期間	令和5年7月1日から令和7年6月30日まで
許可条件	1 一般廃棄物処理手数料の請求を受けた場合は必ず納期限内に納付取扱金融機関へ納付すること。 2 亀岡市一般廃棄物収集運搬業（ごみ）許可業者遵守事項及び亀岡市ごみ処理施設受入基準を遵守すること。 3 亀岡市一般廃棄物収集運搬業（ごみ）許可登録車両で、車体の左右に許可業者名を記載した車両とする。 4 車体の左右に事業者名を記載した車両で搬入すること。 5 その他当該職員の指示に従うこと。 6 上記各項目を守らない場合は、当該許可を取り消すものとする。

一般廃棄物処理手数料後納許可に伴う注意事項

1. 一般廃棄物処理手数料の請求及び納付

手数料後納許可に伴う一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」とする。）の請求及び納付は、次のとおり行うこととします。

- (1) 市は、手数料後納許可を受けた業者が、亀岡市桜塚クリーンセンター又はエコトピア亀岡にごみを搬入したときは、そのつど搬入量を計量し手数料を算定し、その内容を記した伝票を搬入者に渡すものとします。
- (2) 市は、「(1)」で算定した手数料について、該当者毎に毎月末に当該月の1日から末日までの合計額を算出し、納入通知書により請求します。納期限は原則として納入通知書の発行日から14日以内とします。
- (3) 「(2)」の請求を受けたときは、請求金額を必ず納期限内に納付取扱金融機関へ納付してください。

2. 変更届

手数料後納許可を受けた業者は、次の各号に示す事項に該当した場合は直ちに市の指定する様式により届出を行ってください。

- (1) 事業所の所在地を変更した場合
- (2) 事業所の名称を変更した場合
- (3) 代表者を変更した場合

3. 廃業・休業届

手数料後納許可を受けた業者は、次の各号に示す事項に該当した場合は、直ちに市に届出ください。

- (1) 廃業又は休業した場合
- (2) 法律第7条の四の規定による市長の許可の取消を受けた場合、又は許可の期間が終了した場合（継続して許可を受ける場合を除く。）

4. 許可の取消

市は手数料後納許可を受けた業者が次の各号の一つ以上に該当した場合は、許可を取り消すものとする。

- (1) 納期限内に手数料を納付しなかった場合
- (2) 亀岡市一般廃棄物収集運搬業（ごみ）許可業者遵守事項及び亀岡市ごみ処理施設受入基準に反した場合
- (3) 当該職員の指示に従わなかった場合
- (4) 廃業又は休業した場合
- (5) 法律第7条の四の規定による市長の許可の取消を受けた場合、又は許可の期間が終了した場合（継続して許可を受ける場合を除く。）